

国立大学法人への移行時における 会計処理について（追補）

平成16年 7月26日
文部科学省高等教育局国立大学法人支援課
研究振興局学術機関課

本紙は、「国立大学法人への移行時における会計処理について」(平成16年3月31日 文部科学省大臣官房会計課 高等教育局大学課 研究振興局学術機関課)について、その後の情勢の変化等を踏まえ追補するものである。

(国立学校特別会計の廃止に伴う決算上の剰余金の取扱い)

Q9 国立学校特別会計の廃止に伴う決算上の剰余金の一部については、国立大学法人に承継されることとされているが、取扱いはどうなるのか。

A

1. 国立学校特別会計の廃止に伴う平成15年度の決算上の剰余金のうち、未完成工事契約、未完了の共同研究及び受託研究契約等、二段階選抜実施に伴う検定料返還義務、休学者にかかる授業料返還義務、及び法人化以前に発生した事件に係る損害賠償の見込み額の相当額については、国立学校特別会計の決算の完結時において各国立大学法人に承継する取扱いとなる。

2. 未完成工事契約に係る取扱いについてはQ1に述べたとおりであるが、その他の契約等に相当する剰余金については、特定の業務の財源であり相当程度の負債性が認められ、また、当該業務以外の用途に充てることを予定していないものであるため、運営費交付金に準じた取扱いとすることとする。この際、当該剰余金の受領時に負債計上し、当該業務の用途に当てた場合は、いわゆる費用進行基準をもって収益化する取扱いとする。二段階選抜実施に伴う検定料返還義務及び休学者にかかる授業料返還義務については、本来、法人化後に費用が発生するものではないが、国から当該支払いを行うという義務を承継したと考え、支払いに伴い費用が発生するものとして会計処理することとする。

3. 当該剰余金について執行上の残余が生じた場合、当該剰余金の執行状況や爾後の損害賠償金の支払予定額等を勘案した適切な時期に、文部科学省からの連絡に従い当該残余を収益化する取扱いとする。当該収益化額については金額の重要性を勘案して雑益又は臨時利益とする取扱いとなる。

なお、仮に当該収益化に係る剰余金が生じた場合には、通常は当該国立大学法人の経営努力によるものとは考えにくいことから経営努力認定は行わず、中期目標期間終了時点において原則として国庫に納付する取扱いとなるので、その旨ご留意いただきたい。

剰余金の受領時

(借)現金	1,000	(貸)承継剰余金債務()	1,000
-------	-------	---------------	-------

科目名称は適宜とする。承継剰余金債務の額が相当額である場合は、臨時損失として処理し、相当額に満たない場合には、雑損として処理する。以下同様である。

共同研究費の支払い

(借) 共同研究費	980	(貸) 現金	980
承継剰余金債務	980	承継剰余金債務戻入	980

収益化時

(借) 承継剰余金債務	20	(貸) 承継剰余金債務戻入	20
-------------	----	---------------	----